

## 西宮市健康ポイント事業 参加規約

### (目的)

- 第1条 西宮市健康ポイント事業参加規約(以下「本規約」という。)は「西宮市健康ポイント事業」(以下「本事業」という。)を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 本事業は、株式会社タニタヘルスリンク(以下「受託者」という。)に西宮市健康ポイント事業運営事務局(以下「事務局」という。)に係る業務を委託して行います。
  - 3 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

### (対象者)

- 第2条 本事業に参加できる対象者は、当該事業年度の4月1日時点で65歳以上の市民であり、次の事項に協力でき、かつ、本規約に同意いただいた者としてします。ただし参加者数は、別に西宮市が定めた定員を限度とします。
- (1) 活動量計のデータ、スマートフォンアプリのデータを送信することができる者
  - (2) 可能な限り説明会に参加できる者
  - (3) 本事業に継続して参加できる者

### (参加申込み・確定)

- 第3条 本事業に参加を希望する者は、本規約の内容を承諾し、個人情報の取り扱いに同意した上で参加の申し込みを行うものとします。
- 2 申込者からの参加申込み受理後、内容を確認し、参加確定通知書を送付します。参加確定通知をもって参加確定とし、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

### (参加者の負担)

- 第4条 参加に係る費用は、以下の通りとします。
- (1) 活動量計コース希望者における、活動量計等に係る送料。
  - (2) 参加者の瑕疵による活動量計の故障又は紛失に伴う再購入等に係る費用。
  - (3) 事業参加に関する通話、通信及び交通などに関する費用。

### (実施内容)

- 第5条 実施方法及び本事業に伴うサービス内容については、別途定める「西宮市健康ポイント事業参加手引き」(以下「参加手引き」という。)に基づくものとします。

### (参加者 ID・パスワード)

- 第6条 参加者は、本事業に参加した際に取得した参加者の ID とパスワードを第三者に譲渡又は貸与してはならず、開示・漏洩等しないよう厳重に管理しなければなりません。

### (登録内容の変更)

- 第7条 参加者は、申込時の内容に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更が生じたことを届出なければなりません。

### (退会申込み)

- 第8条 参加者は、本事業の実施期間中に退会の申込を行うことができます。
- 2 退会後においても、本事業を通じて取得した参加者の情報は、参加者個人を識別不可能な形式に加工した上で、本事業の評価等に利用するものとします。

(参加者資格の喪失)

第9条 参加者は、前条の規定のほか、次のいずれかに該当する場合には参加者資格を喪失します。

(1)参加者が死亡又は市外へ転出した場合

(2)本規約に定める事項又はその他の規約、特約等に違反した場合

(3)参加者が不適切なサービス利用により本事業の正常な運営を妨げ、又は信用を傷つけていると市及び受託者が判断した場合

(4)反社会勢力との関わりがあると市及び受託者が判断した場合

2 前項の規定により参加者資格を喪失した場合、前条第2項を準用します。

(事業の分析評価・効果測定)

第10条 市は、本事業の分析評価・効果測定を行うため、アンケート結果、歩数データ、その他本事業に伴うサービスのウェブサイトを集積された情報を活用することができるものとします。

(個人情報等の情報の取り扱い)

第11条 参加者からご提供いただいた個人情報、体組成、血圧等の機器、アンケートから収集される情報、健診結果データ及びWEBサイトに集積された情報(以下「情報」という)について、個人情報に関する法令及び西宮市個人情報保護条例に基づいて情報の利用及び管理を行い、市及び受託者は、次の事項を遵守します。

(1)参加者登録に際して参加者又は市から提供された個人情報を厳密に管理し、第三者に提供又は開示しないものとします。

(2)情報については、次の目的に限定して利用するものとします。

ア 参加者のための本事業に伴うサービスを提供するため

イ 情報の管理をするため

ウ 参加者個人がWEBサイトで健康状態の推移を確認するため

エ 事業分析、事業評価、効果測定及び統計に利用するため(左記の情報を外部に公開する場合には、個人が特定できない形で公表します)

(禁止事項)

第12条 参加者は、本事業のサービスを営利目的で使用してはなりません。

(規約及び本事業に伴うサービス内容の改定)

第13条 市は、本事業の健全な運営を図るため、本規約の変更又は本事業に伴うサービス内容の変更等の改定を行うことができます。この場合、改定したことについては、ホームページ等でお知らせします。

(損害賠償等)

第14条 参加者は、本事業に伴うサービス利用に関連し、自己の責に帰すべき事由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

2 参加者は、本事業に伴うサービス利用に関連し、市以外の第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用において、その紛争を解決するものとします。

(免責)

第15条 本事業は参加者の効果的な介護予防及び健康づくりの推進を目的とするものであり、参加者の健康状態が改善する等について保証するものではありません。また、本事業の取組により生じた参加者の怪我等については、市はその責任を負いません。

2 不可抗力によりサービス提供が不可能になった場合、市はその責任を負いません。